

# 「浅江小学校コミュニティ・スクール」規約

## 「あさLovE ネット」

### (名称)

第1条 本会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく学校運営協議会を中心とした学校運営の協働組織体で、名称は「浅江小学校コミュニティ・スクール」「あさLovE ネット」とする。

### (目的)

第2条 「浅江小学校コミュニティ・スクール」「あさLovE ネット」は浅江小学校区の地域住民及び浅江小学校に通学する児童の保護者等（以下「地域住民等」という。）が学校運営に参画することにより、次の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。

- (1) 地域社会・学校・家庭の三者が協働して、教育活動等に対し、主体的・積極的に支援・協力するとともに、一体となって学校運営や児童の健全育成に取り組むこと。
- (2) 地域住民等のニーズを的確に学校運営に反映させ、地域に開かれた、その地域ならではの特色ある学校づくりを推進すること。
- (3) 地域社会・学校・家庭が協働してそれぞれの教育力を高めていくこと。

### (構成)

第3条 「浅江小学校コミュニティ・スクール」「あさLovE ネット」は、学校運営協議会、企画委員会、各部会によって構成する。

- 2 「浅江小学校コミュニティ・スクール」「あさLovE ネット」には、アドバイザーを配置することができる。アドバイザーは若干名とする。
- 3 「浅江小学校コミュニティ・スクール」「あさLovE ネット」のコーディネーターについては、第8条に準ずる。

### (学校運営協議会)

第4条 学校運営協議会の委員は第9条の2項の者で組織する。

- 2 学校運営協議会は、第5条の2項の事項について企画委員会で立案されたものを協議し、承認する。
- 3 学校運営協議会は、学校の運営について地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるための支援を行う。

### (企画委員会)

第5条 企画委員会は、第9条の3項の者で構成される。

- 2 企画委員会は、学校の基本的な方針に係る以下の事項について、立案し、学校運営協議会に提案する。
  - (1) 教育目標に関すること。

- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校運営計画に関すること。
- (4) 学校評価に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備等に関すること。
- (6) その他校長が必要と認める事項。

3 企画委員会では、四つの部会（生活力部会、健康力部会、学ぶ力部会、安全力部会）の具体的な企画を調整し、学校運営協議会に提案する。

（部会）

第6条 部会は、本校の当面する課題に対応するために、生活力部会、健康力部会、学ぶ力部会、安全力部会の4部会で構成する。

- (1) 生活力部会では、望ましい生活習慣と公德心を身に付けた子どもを育成するために具体的な方策を考える。
- (2) 健康力部会では、健康・体力について考えて生活できる子どもを育成するために具体的な方策を考える。
- (3) 学ぶ力部会では、学力の基礎基本を身に付け、可能性に挑戦する子どもの育成のために具体的な方策を考える。
- (4) 安全力部会では、身の回りの危険に気が付き、安全に生活する子どもの育成のために具体的な方策を考える。

2 各部会は、企画推進委員で構成される。

（会長及び副会長）

第7条 「浅江小学校コミュニティ・スクール」「あさLovE ネット」には、会長及び副会長を各1名置き、学校運営協議会委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（コーディネーター）

第8条 コーディネーターは、校内及び、校外より若干名によって構成される。

2 コーディネーターは、学校運営協議会、企画委員会、部会の開催の調整を行う。

（委嘱）

第9条 平成23年3月16日教育委員会規則第1号光市学校運営協議会規則により、委嘱及び解任を行う。

2 「浅江小学校コミュニティ・スクール」「あさLovE ネット」の運営協議会委員は、校長のほか、第4条に適用する者のうちから校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 本校に在籍する児童の保護者
- (2) 本校の校区内の地域住民
- (3) 学識経験者

- (4) 本校教職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者
- 3 「浅江小学校コミュニティ・スクール」「あさLovE ネット」の企画委員会は、校長のほか、第5条に適用する者のうちから校長が推薦し、校長が委嘱する。
  - (1) 本校に在籍する児童の保護者
  - (2) 本校の校区内の地域住民
  - (3) 本校教職員
  - (4) その他校長が適当と認める者
- 4 校長は、本人の申し出のほか、特別な事情があると認めるときは、「浅江小学校コミュニティ・スクール」「あさLovE ネット」の企画委員を解嘱することができる。

(任期)

- 第10条 「浅江小学校コミュニティ・スクール」「あさLovE ネット」の委員の任期は、委嘱した日が属する年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 2 任期途中での辞職により、新たに「浅江小学校コミュニティ・スクール」「あさLovE ネット」の委員を委嘱する場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

- 第11条 「浅江小学校コミュニティ・スクール」「あさLovE ネット」の全委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項に定めるもののほか、委員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。
    - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
    - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
    - (3) その他、学校運営協議会及び浅江小学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会議)

- 第12条 協議会の会議（以下「会議」という）は、校長と協議の上、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
  - 3 校長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(その他)

- 第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は校長が定める。

附 則 この規則は平成29年4月1日から施行する。